

農林水産省の取組

消費・安全対策交付金

・都道府県、市町村及び生産者・事業者団体等が実施する食品トレーサビリティの普及推進活動に対し、交付金を交付しています。（交付率1/2以内）

主な事業内容

- (1) 促進方策等の検討
- (2) 普及推進活動の実施
- (3) 実態調査の実施



食品トレーサビリティ 「実践的なマニュアル」

・生産者や流通加工業者が食品トレーサビリティに取り組む上でのノウハウ面での課題を解消し、食品トレーサビリティの取組を促進するため、「実践的なマニュアル」を作成し、当省のホームページ※に掲載しています。

総論

[理論編]
取組の意味や効果、用語の解説など

各論

[実践編] 業種ごとの取組の進め方など

取組手法編

記録様式集など
(各論を補充するもの)

製造・加工業

卸売業

小売業

外食・中食業

農業

畜産業

漁業

取組手法

※農林水産省のHP（食品トレーサビリティのサイト）
<http://www.maff.go.jp/j/syuan/seisaku/trace/index.html>



●お問い合わせ先

地域	担当部署	電話番号	地域	担当部署	電話番号
農林水産省	消費・安全局 消費者行政・食育課	03-3502-5716	東海	東海農政局 消費生活課	052-223-4651
北海道	北海道農政事務所 消費生活課	011-330-8813	近畿	近畿農政局 消費生活課	075-414-9771
東北	東北農政局 消費生活課	022-221-6095	中四国	中国四国農政局 消費生活課	086-224-9428
関東	関東農政局 消費生活課	048-740-0357	九州	九州農政局 消費生活課	096-300-6126
北陸	北陸農政局 消費生活課	076-232-4227	沖縄	沖縄総合事務局 消費・安全課	098-866-1672

食品トレーサビリティに TRACEABILITY 取り組みましょう！

トレーサビリティとは、
食品の移動を
把握できることです。



生産者



製造・加工業者

消費者



外食・中食業者

みんながつながっていると安心。



卸売業者



小売業者



農林水産省

